

## 生駒市条例第2号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月15日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第3条 生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年3月生駒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条 生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

第 1 条中「生駒市障害程度区分認定審査会」を「生駒市障害支援区分認定審査会」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 5 条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月生駒市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 6 条 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定並びに次項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月生駒市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 5 項中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に、「障害程度区分認定審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」に改める。